



新型コロナウイルス感染症の感染状況により、中止・延期になる場合があります。

子育て支援センター

行事	西部 ☎ 6661 (内線200)	駄知 ☎ 91281	肥田 ☎ 54760
0歳児サロン	14日(木) 10:30~11:30	22日(金) 10:30~11:30	7日(木) 10:30~11:30
講座	写真整理で自分に合った写真の楽しみ方を見つけよう♪ 12日(火) 10:30~11:30 妊婦さん・未就園児の親	親子で Let's enjoy English! 28日(木) 10:30~11:30 1歳~未就園児の親子	親子で体操教室 5日(火) 10:30~11:30 1歳~未就園児の親子

児童館・児童センター

○子ども向け ◎親子向け

土岐津児童館 ☎ 8815			西部児童センター ☎ 6661 (内線200)		
○みんなであそぼう	9日(土)	10:30~11:30	○壁面作り	11日(月)~	10:30~11:30
○壁面作り	16日(土)	10:30~11:30			14:30~15:30
		13:30~14:30	◎お話のひろば	27日(水)	11:00~11:30
◎絵本のひろば	8・22日(金)	10:30~10:50	肥田児童センター ☎ 54760		
◎たまごクラブ	19日(火)・21日(木)	10:00~10:30	○スカウトアウトであそぼう	9日(土)	14:00~15:30
◎すくすく手形	26日(火)	10:00~10:30	○壁面作り	16日(土)	10:30~11:30
		11:00~11:30			14:00~15:00
駄知児童センター ☎ 91281			◎すきすきえほん	12・26日(火)	11:00~11:20
○サンクスギフト作り	23日(土)・25日(月)~27日(水)	10:30~11:30	泉児童館 ☎ 5628		
		14:00~16:00	○壁面飾り作り	9日(土)	10:30~11:30
◎絵本のよみかかせ	毎週月曜日	11:00~11:15			13:30~14:30
			○プラ板キーホルダー作り	16日(土)	10:30~11:30
					13:30~14:30
			◎手形コラージュ	11日(月)	10:30~11:30
			◎おはなしランド	18日(月)	11:00~11:20
			◎ハッピークラブ	27日(水)	10:00~10:30
					11:00~11:30

保健センター 教室・相談

行事	日時	対象	内容	申込期限
乳幼児健康相談	4月22日(金) 午前 4月25日(月) 午前・午後	乳幼児と保護者、 妊産婦	身長・体重測定・相談など ※2歳未満のお子さんのみバスタオル持参	個別対応 事前予約
7カ月児教室	5月 6日(金) 13:00~14:00	7~8カ月児と保護者	歯科保健・離乳食の話など	4月28日(木)
離乳食教室	5月 6日(金) 10:00~11:00	4~5カ月児の保護者	離乳食の話など	4月28日(木)
マタニティクラス	4月27日(水) 13:30~15:00	妊婦さん	口腔ケアの話・食事のポイント、 産前産後の話など	4月25日(月)
フッ化物塗布	4月14日(木) 午前	2歳児、3歳児、 4歳児	歯科健診・フッ化物塗布 持ち物：母子健康手帳、歯ブラシ	4月12日(火)
こども発達相談	言葉が遅いなどお子さんのことが心配な保護者を対象とした相談窓口です			

☎ 保健センター (☎ 52010)

ときっこ
子育て

きつと役立つ 子育てイベント

発達相談員が子育てのアドバイスをお届けします。

子どもを「褒める」とは〜シリーズ5〜

褒めるときに注意すること その2

③子どもの個性に合わせて褒める
子どもの性格は十人十色です。手がからない子もいれば、そうでないお子さんも。手がかかる子の場合、褒めるところを探すのが難しいこともあります。「とにかく何か褒めなければ」と、褒めることにこだわりすぎてしまうと、誤った褒め方になってしまうこともあり逆効果です。また、子どもが間違っていた行動をしたときに叱らないことも、成長に悪影響を与えます。

これまでを振り返って
子どもを正しく褒めるには『子どもに関心を持ち、褒めるポイントやタイミングを見極めること』『「できた」ことを一緒に喜び、上手くいかなかったことも含めて、その過程を認めてあげる』『感謝の気持ちを伝えること(子どもは感謝の言葉も「褒められた」と感じます)』が大切です。褒め上手になって子どもの可能性を広げましょう。

家庭児童相談・母子自立支援相談

毎週月~金曜日(祝日除く)
8:30~17:15
市役所1階・子育て支援課
■子育て支援課(内線184)

幼児療育相談 要予約

毎週月~金曜日(祝日除く)
9:00~16:00
ウエルフェア土岐
■幼児療育センター
(☎ 6661 内線210)

教育相談

毎週月~金曜日(祝日除く)
9:00~15:00
個別カウンセリング
毎週木曜日
10:00~15:00
※第3木曜日は午前中
※カウンセリングは要予約
■教育相談室(☎ 58555)

児童扶養手当制度

父母の離婚などにより父または母と生計を共にしていない児童(18歳に達した年度末まで)を養育している家庭(ひとり親家庭など)を対象に、生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長のために支給する手当です。

支給月額(令和4年4月時点)
▶児童1人の場合 10,160円~43,070円(全国消費者物価指数の実績値により令和4年4月分から変更)
▶第2子加算 最大10,170円
▶第3子以降の加算 児童1人につき最大6,100円

(注意) お子さんが8歳以上、かつ、受給開始から5年を経過するなどの場合、月額手当の2分の1が減額されます。就職や就職活動などを行っている方、または働くことができない理由がある方は、届け出をすることで減額されません。
支給方法 5月~3月の奇数月に、前月までの2カ月分を指定口座へ振り込みます。
請求方法 必ず本人が申請してください。申請には、戸籍謄本などの書類が必要です。 ※請求する方の事情により必要書類が異なりますので、子育て支援課で確認してください。
請求できない方 事実上婚姻関係と同様の事情にある方などは、請求できません。

☎ 子育て支援課(内線181)

給付金の申請

子育て世帯等臨時特別支援事業給付金の申請はお済みですか?申請期限は、3月31日(木)までです。

離婚などにより給付金を受け取れなかった方へ

令和3年9月30日~令和4年2月28日の間に離婚などにより児童を養育しているものの、子育て世帯等臨時特別支援事業給付金を受け取れなかった方へ、給付金を支給しています。該当する方は、3月31日(木)までに申請してください。

詳しくは、市ホームページまたは問い合わせください。